

平成29年度第3回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成29年6月23日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所3階 大会議室

開 会 平成29年6月23日(金) 午後2時

出席委員 20名

1番 大橋 浩	2番 渡辺 秋郷	3番 山田富士雄	4番 横井 満之
5番 浅井 尊弘	6番 齊藤 嘉男	7番 横井 忠勝	8番 中野 浩光
9番 猪子 勝三	10番 加藤 重雄	11番 花木 満	12番 石黒 鋹俊
13番 石塚 芳政	14番 加藤 定雄	15番 後藤 鉄雄	16番 後藤 末秋
17番 加藤 和伸	18番 星野 満	19番 木村 芳彦	20番 加藤 頌茲

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 佐藤 嘉起、石塚 正己、田中 あさ美、日下部 鍊

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請 2件

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 4件

(2) 報告案件

報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の取消願 8件

報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消願 22件

2 その他

会

長 こんにちは。

梅雨の季節となり蒸し暑い日々が続きますが、田には水が入り、各地区においてもすでに田植えの終わったところ、これからのところ、まだ、水が入らずご苦労されているところ、いろいろあるかと思います。

また、昨年度に引続き、愛知県尾張建設事務所河川整備課による下之郷堰撤去に伴う調査のため私ども農業に携わるものとしましては何かと不便を感じることもありますが治水対策と言う観点から協力していきたいと思っておりますので皆様もご理解、ご協力をお願いします。

では、改めましてただいまから、平成29年度第3回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は20名で、定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、13番 石塚芳政委員と14番加藤定雄委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

提出案件

(1) 議決案件として

【議案第4号】

農地法3条の規定による許可申請 …………… 2件

【議案第5号】

農地法第5条第1項の規定による許可申請 …… 4件

(2) 報告案件として

【報告第9号】

農地法第4条第1項第7号の規定による届出 … 8件

【報告第10号】

農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …22件

それでは、【議案第4号】農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。2件ありますので1件ずつ事務局に説明を求めます。

事務局 次第を1枚おはねください、議案第4号、申請番号H29-3をご覧ください。

申請地は、春日白弓___番、登記田、現況田で、面積は348㎡です。

譲渡人を____様と、譲受人を____様とする3条許可での所有権移転です。

遠方に居住しており農業従事が困難である____様と、農業経営の規模拡大を予定する____様からの申請となります。

____様については、トラクター1台、田植機1台、軽トラ1台、草刈機1台、稲刈機1台、耕運機1台を所有し、150日の従事日数、営農の規模は、耕作面積8,795㎡、通作距離4km、通作時間8分。また、不許可の要件である7項目に該当ありません。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案件の地元委員は、加藤和伸委員ですが。

加藤和伸委員 はい、地元では特に問題ありません。

会 長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として許可相当としてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

続いて4番ですが、この案件については____委員が譲受人本人となっていますので、ここでいったん退室願います。

(____委員 退室)

それでは、事務局より説明願います。

事 務 局 次第を1枚おはねください、議案第4号、申請番号H29-4をご覧ください。

申請地は、上条南丁__番、登記田、現況田で、面積は155㎡です。

譲渡人を____様と、譲受人を____様とする3条許可での所有権移転です。

農業従事が困難である____様と、農業経営の規模拡大を予定する____様からの申請となります。

____様については、トラクター1台、管理機1台、軽トラ1台、耕運機1台を所有し、250日の従事日数、営農の規模は、耕作面積4,971㎡、通作距離0.5km、通作時間3分。また、不許可の要件である7項目に該当ありません。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案件については石黒委員に現地の確認

をお願いしていますのでよろしく申し上げます。

石 黒 委 員

問題ありません。

会 長

他に何かご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可相当としてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは___委員に入室を認めます。

(___委員 入室)

続きまして【議案第5号】農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題といたします。4件ありますが一括して事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案書2ページ、番号1をご覧ください。

この案件については、平成29年4月27日に行われた、農用地を除外するための「尾張地域農業振興地域整備対策班会議」において、審議の結果、「除外やむを得ない」との回答を受け、今回、農地転用の許可申請をされたものです。

申請地は春日西牧南___番、登記、現況ともに畑で面積319㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。分家住宅を建築するための所有権移転の農地転用です。

現在、譲受人は稲沢市内で賃貸マンションにて生活していますが、現在の住まいでは手狭になってきており、将来のことも考えると、この時期に生活基盤を整えたいという思いから、両親と祖父母に相談したところ祖父の承諾を得ることになり、計画にいたりました。

場所は住宅、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地であり3種農地となり、運用通知のエ-(ア)-b-(b)に該当します。

一般基準及び他法令など、特段の問題はありません。

続きまして、議案書2ページ、番号2をご覧ください。

申請地は春日白弓___番、___番、登記、現況ともに田で__番の面積191㎡、__番、登記、現況ともに田で面積590㎡、2筆合計781㎡です。

借人及び貸人は議案書のとおりです。駐車場兼資材置場を設置するための賃借権設定の農地転用です。

申請者は、本社を春日社子地___に置き、___を営んでいます。

現在、同時申請中の駐車場と合わせても6台分の駐車場が不足しており、合わせて鋼材、碎石及び移動式コンテナ5基分を置くスペースがなく苦慮しており、土地所有者に相談したところ賃貸借の話がまとまり、本

申請にいたりました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速 16 号一宮線春日出出口より概ね 120m 以内の区域にある農地である。農地区分は、「運用通知第 2 の 1 の(1)エ-(ア)-a-(b)インターチェンジなどから 300m 以内の区域にある農地」に該当するため、第 3 種農地と判断でき、原則許可となります。また、一般基準についても特段の問題はありません。

続きまして議案書 2 ページ、番号 3 をご覧ください。

申請地は春日新田____番、登記、現況ともに田で面積226㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。駐車場を設置するための所有権移転の農地転用です。

申請者は、本社を春日新田____番地に置き、鋼材の販売・加工業を行っております。現在、春日新田____番に8台分、本社敷地内に2台確保しておりますが自動車通勤をする従業員が13名おり、3台分が不足しております。また、年々増加する需要に対応すべく、事業規模の拡大を図っており、5名の従業員の増員を予定しており、合わせて8台分の駐車場の不足を補うことに苦慮していたところ、本社隣接地の申請地である土地所有者に相談したところ快諾していただきました。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事業所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地で、運用通知第 2 の 1 の(1) エ-(ア)-b-(a)に該当するため、第 3 種農地と判断でき、原則許可となります。また、一般基準についても特段の問題はありません。

続きまして、議案書 3 ページ、番号 4 をご覧ください。

申請地は春日白弓____番、__番です。____番の登記、現況ともに田で面積254㎡、____番の登記、現況ともに田で面積358㎡、2筆合計612㎡です。

借人及び貸人は議案書のとおりです。駐車場を設置するための賃借権設定の農地転用です。

申請者は、本社を春日社子地____に置き、建設業を営んでいます。

現在、開業から25年が経過し、受注先も県内外からと増えてきております。そのため、工事車両を増車したところ、駐車場の問題を抱えることとなりました。

現在の、自社所有の土地以外に協力業者の空きスペースに駐車させていただいている状態をいつまでも続けるわけにもいかず、土地所有者に相談したところ賃貸借の話がまとまり、本申請にいたりました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速 16 号一宮線春日出口より概ね 160m 以内の区域にある農地である。農地区分は、「運用通知第 2 の 1 の(1) エ-(ア)-a-(b) インターチェンジなどから 300m 以内の区域にある農地」に該当するため、第 3 種農地と判断でき、原則許可となります。また、一般基準についても特段の問題はありません。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案件の地元委員は、1 番は後藤末秋委員ですが、何かございますか。

後藤末秋委員 問題ありません。

事務局 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として許可相当としてよろしゅうございますか。

(異議なし)

それでは当委員会として承認としまして県に進達いたします。

2 番から 4 番までは加藤和伸委員ですが。

何かございますか。

加藤和伸委員 3 件ともに問題ありません。

会 長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として許可相当としてよろしゅうございますか。

(異議なし)

それでは当委員会として承認とし県に進達いたします。

続きまして【報告第 9 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出に入ります。

読み上げますから、地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

事務局 会長、読み上げの前に皆様 4 ページをお開きください。

H 2 8 - 4 0 と 4 1 につきましては 4 月の案件ですが、記載漏れでしたので現地は事務局で確認をさせていただきました。

会 長 はい、では読み上げます。

8 番 清洲竹屋町_____番地、登記田、現況宅地、竹屋町____番地、登記現況共に畑ですが。

横井(忠)委員 問題ありません。

会 長 9 番 土田郷上切_____番地、登記現況共に畑です。

石黒委員 問題ありません。

会 長 1 0 番 朝日貝塚_____番地、登記田、現況雑種地です。

猪子委員長 問題ありません。
 11番 西枇杷島町小田井三丁目____番地、登記現況共に田です。

渡辺委員長 問題ありません。
 12番 桃栄三丁目____番地、登記畑、現況宅地です。

斉藤委員長 問題ありません。
 13番 桃栄三丁目____番地、____番地、登記畑、現況宅地です。

斉藤委員長 これも問題ありません。
 他に何かご意見等ありませんか。
 なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

続きまして【報告第10号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出に入ります。読み上げますから、地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

事務局 会長、読み上げの前に皆様4ページをお開きください。
 H28-169と170につきましては4月の案件ですが、記載漏れでしたので現地は事務局で確認をさせていただきました。

会長 はい、では読み上げますのでよろしくお願いします。
 16番 新清洲五丁目____番地、登記現況共に畑です。

石塚委員長 問題ないです。
 17番 西田中長堀____番地、登記現況共に畑です。

中野委員長 問題ありません。
 18番 清洲一丁目____番地、登記現況共に畑です。

花木委員長 はい、問題ありません。
 19番 阿原星の宮____番地、登記現況共に畑です。

山田委員長 問題ないです。
 20番 清洲内須ケ口____番地、登記現況共に畑です。

横井(忠)委員長 問題ないです。
 21番 廻間一丁目____番地、登記田 現況畑です。

花木委員長 問題ありません。
 事務局 22番 西田中本城____番地、登記田 現況宅地です。
 中野委員長 再転用なので問題ありません。
 会長 23番 一場御園____番地、登記現況共に畑です。

加藤(重)委員 問題ありません。
併せて24番、25番、26番、27番も問題ありません。

会長 はい、それでは続きまして28番西田中松本_____番地、登記現況共に田です

中野委員 問題ないです。

会長 29番は私のところですが問題ありません。
続きまして30番 桃栄二丁目_____番地、共に登記現況とも畑です。

斉藤委員 問題ありません。

会長 31番 西枇杷島町城並一丁目_____番地、登記田現況宅地始末書添付です。

大橋委員 問題ありません。

会長 32番 西市場三丁目_____番地、登記田 現況畑です。

花木委員 問題ありません。

会長 33番 清洲菅田_____番地、_____番地、共に登記現況とも畑です。

横井(忠)委員 問題ありません。

会長 最後に34番と35番は私のところですが、どちらも問題ありません。

以上の件について、何か質問等ありませんか。質問等がなければ、異議なしとさせていただきます。

これで、本日予定されていたすべての議案が終了しました。この際、何か質問・意見等ありませんか。

なければ、2 その他に移ります。事務局なにかありますか。

事務局 特にありません。

会長 それでは次回の開催について確認します。
平成29年7月25日火曜日、午後2時から、場所は清須市役所南館3階 大会議室にて開催予定です。
以上で、閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後2時30分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「_____番地」、農地の地番は「_____番」との表記で省略して記載しています。